

令和3年度 大阪市淀川区社会福祉協議会事業計画

1. 区社協運営の基本方針

やさしいまちで
すてきな人と出会い
自分らしく暮らせる人が
ぎょうさんいる淀川区

～みんなで支え合う 温かな絆で結ばれた笑顔あふれるまちづくり～

2020年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行）に伴い、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立や長引く休校による子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生し、わたしたちの「ふだんの暮らし」が失われつつあります。

この状況であっても、つながりが途切れることなく、お互いの暮らしを気にかけて支え合うには、どうすればいいのか。そういった視点から、地域で福祉活動・市民活動に関わる方々と社協職員である私たち専門職とが一緒に考え、地域での活動を共に進めていく必要があります。

生活環境の変化が顕著となり国が提唱する、「地域共生社会」と「新しい生活様式」が共存できる仕組みづくりには、人のつながりだけでなく、意識の変革や環境整備が必要と言えます。

淀川区社会福祉協議会は、「顔の見える関係づくり」と「ソーシャルディスタンス」の、相反する課題を踏まえつつ、従来の手法に縛られず、新たな事業のアプローチを図り、我が国が抱えている高齢化と人口減少や複雑・多様化した福祉ニーズを背景に、地域住民一人ひとりの支えあい・助け合いによる、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのために様々な取り組みを進めていく必要があります。

そのため、淀川区役所が2019年に改訂した「淀川区地域推進ビジョン」、「大阪市地域福祉活動推進計画」と協働した基本目標に基づいた理念や、今まで地域の方々と取り組んできた地域福祉の推進、「福祉のまちづくり」を今こそ、淀川区社会福祉協議会が地域福祉推進のネットワークの中核として、そのコーディネート力を発揮します。

今年度は、少子高齢化が進み、地域社会や家族のあり方が変化し、社会的孤立や子どもの貧困や外国籍の住民の増加による価値観の多様化（多文化共生）など、地域における福祉課題が複雑化、深刻化し、複合的な課題を抱えながらも、制度の狭間で支援に結びついていない人たちの存在が地域の中でもより顕著となってきています。

これまでの課題の整理を行い、「大阪市地域福祉活動推進計画」と協働した基本目標に基づき「みんなで支え合う、温かな絆で結ばれた笑顔あふれるまちづくり」をめざし、医療・福祉の連携や福祉の質の向上が求められている変革の時代を見据え、誰もが

自分らしさを大切にしながら、安心して住み続けられる持続可能な地域社会を実現するため、淀川区社会福祉協議会はこのような課題に対し、地域や医療・福祉・介護や企業・NPO等の多様な分野横断的な総合的な支援策の展開が求められています。今、地域共生社会実現に向けた協働ネットワークの中核としての事業運営にあたり地域福祉の推進と既存の事業の見直しと新たな事業の展開を図ります。

(1) 基本理念

淀川区で暮らす全ての人が住み慣れた地域で共に支え合い、つながり、安心して暮らしていくための基本理念を掲げて地域福祉の推進を目指し、地域福祉のプロとしてプラットホーム（※）機能を活かした支援力で地域社会に貢献します。

※プラットホーム：制度だけでは解決できない地域の生活課題に対して、その解決過程に地域住民が主体的に参画できるよう支援するためにも必要な土台となる環境。

(2) 基本目標

基本理念で示した地域社会を実現するため、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1：地域福祉の担い手の育成（担い手）

- ①地域福祉への関心、参加意欲の向上や地域の活動に興味・関心を持つ人が参加しやすい情報発信やきっかけづくり。
- ②地域福祉を支える人材の発掘・育成や活動の担い手として踏み出しやすいような入口と受け皿づくり。
- ③活動主体の種別を超えたネットワークと協働の仕組みづくりや住民、ボランティア等と社会福祉施設、企業や商店、NPO等との協働。

基本目標2：人が集い、共に支え合い・つながる場の創出（居場所）

- ①近所・地域のつながりづくり、主人公は、「区民」とするきめ細かな地域福祉の充実を目指す。
- ②地域交流の活性化、淀川区社会福祉協議会事業の認知度の向上、住民同士のつながりや支えあい活動の支援を進める。
- ③近隣による見守り、助け合いなど、住民による共助の層を厚くする取り組みを行い、声なき地域の福祉ニーズに気づき、新たな支援システムの構築を図る。

基本目標 3：地域で見守り・気にかけて関係の構築（見守り）

- ①防犯・防災のための情報提供体制の整備を構築し、地震や台風などの災害を教訓に災害発災時だけでなく、平時からの相互援助体制を図る。
- ②見守りネットワーク強化学業の推進により、地域課題の早期発見、早期対応を図り、必要な相談機関や支援につなぐため、地域住民と福祉専門職との連携を強化する。
- ③地域課題の発見機能の強化することで、生活のしづらさを抱える方々の理解や見守り活動に関する話し合い・学びの場の設定により、“気づき“のアンテナ力を高め、地域課題を抽出する。

(3) 重点事業

i) 地域社協活動の支援・援助

地域社会福祉協議会が展開する見守り・居場所づくり等の事業への支援を通じて、身近な地域での福祉活動の推進や担い手の育成・研修会の開催を実施します。

ii) 福祉教育の普及と協力を通じて児童への支援・援助

学校だけでなく、企業や地域での福祉教育を実施し、ともに生きる地域づくりに取り組むとともに日常生活の維持が困難な世帯への支援を図ります。

iii) 総合相談（なんでも相談）での支援・援助

総合相談支援を「なんでも相談」「断らない窓口」と位置づけ、あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、寄り添った支援に取り組む。また、複合的な課題に対しては、住民や関係機関と連携・協力し、課題解決を目指します。そのための職員のスキル向上も併せて行います。

iv) 災害への取り組みに対する支援・援助

地震・台風などの今後も予想される災害に対し、復興支援のボランティアを受け入れ、活動を円滑に支援できるよう、体制整備を行い、平時から区役所・社会福祉施設・地域社協等との連携を図り、避難訓練や災害ボランティアセンター設置訓練等を実施します。

v) 区民への発信（広報・啓発）を通して福祉情報提供の支援・援助

本会発行の広報誌「淀川社協だより」、ボランティア活動の案内・窓口の「やすらぎ通信」や「ホームページ」、「フェイスブック」、「インスタグラム」などのソーシャル・ネットワーキング・サービスの発信、区内のスーパー、コンビニ

ニ、郵便局や高齢者施設等での配架を実施。また、「淀川区民福祉のつどい」の開催などのさまざまな媒体を通して、より多くの人に福祉情報を提供します。

2. 実施事業

(1) 法人運営部門

適切な法人運営や次行運営を行うとともに、総合的な企画や各分門館の調整を行い、社会福祉協議会全体の適切なマネジメント業務（管理）を行います。

- ①理事会。評議員会の運営
- ②役員研修（人権研修含む）
- ③社協会員の募集強化
- ④職員の研修、能力開発等
- ⑤在宅サービスセンターの管理・運営
- ⑥広報（区社協だより・チラシの配架ホームページ・フェイスブック・インスタグラム等）
- ⑦社会福祉功労者の推薦

目標：昨年度に引き続いて、区社協の組織の基盤となる各部会や各委員会などの整備及び強化を図り、区社協活動を啓発し、区社協組織の強化と更なる活動を展開するため、会員を拡充し、区民の福祉への関心を高めるとともに、より開かれた組織として幅広い団体等の参画を得るため賛助会員の拡充に努めます。

また、住民が生きがいをもって安心して生活できるよう、そのニーズの把握に努め、適切なサービスと結び付けていく活動や地域住民の参加と協力による支え合い、助け合う活動の推進体制を整備するなど地域福祉活動の拠点である地域社協の充実と支援を図ります。さらに、外国籍の方々も地域で安心して暮らせるため、お互いの文化や習慣を理解するために地域社協役員と区社協役員と合同で研修会を開催し、役員の資質向上と地域住民の福祉意識向上による組織強化を図る。

(2) 区在宅サービスセンターの管理・運営

淀川区における在宅サービスの拠点施設として、関係機関と十分に連携を図り、事業活動を展開します。

① 地域包括支援センター事業

地域における身近な高齢者の総合相談窓口として、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師・看護師等がその専門知識を活かしながら、チームで高齢者に関するさまざまな相談を受けとめ、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にその生活を支援します。

認知症、ひとり暮らしをはじめとするすべての高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、関係機関、区役所、地域包括支援センター・ランチや区社協事業の見守り相談室、生活体制整備事業、

地域活動などの部署とともに高齢者のくらしを支えるネットワークの構築に取り組みます。(地域包括ケアシステムの推進)

また、高齢者がいつまでも元気で自立した生活を行っていくため、自立支援、重度化防止に向けて自立支援型ケアマネジメント検討会議を開催します。

② 介護予防支援事業

要支援1・2と認定された高齢者に対し、要支援状態にあってもできる限り予防に努め、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス・支援計画を作成し、支援します。業務を行うにあたり、「指定介護予防支援事業者」として、利用者本位、公正中立に事業実施します。

③ 介護予防教室(なにわ元気塾)

地域で暮らしている高齢者ができる限り自立した生活を送るため、地域の身近な場所で、体操・レクリエーション、栄養・お口の健康・認知症予防の話し等を通じて、心と身体が元気になる支援を行っていきます。

④ 通所介護事業(高齢者デイサービス)

要支援並びに要介護認定を受けた方を対象に健康チェックや入浴、昼食、レクリエーションや運動機器を使用した機能訓練などのサービス提供と家族の介護負担の軽減を図ります。

⑤ 日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと)

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある人々に福祉サービス等利用援助や日常の金銭管理サービスなどを行い、権利擁護に資することにより、これらの人々が自立した生活を送れるようサポートします。

⑥ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

- i) 日頃の見守り活動のための名簿を作成します。
- ii) 制度のはざまや生活のし辛さを抱える方々への相談活動及び、居場所の提供(ゆっくりくるりの開催)を行います。
- iii) 認知症等で行方が分からなくなった方を地域の協力者により発見する体制づくりを行っています。

※要援護者名簿の提供や見守り活動の中で、様々な課題を抱えた世帯の発見とその解決に向けた支援に力を入れ、地域の方々と共に取り組んでいきます。

⑦ 生活福祉資金貸付事務事業

低所得者・障がい者又は高齢者の世帯に対して資金の貸付を行うことで生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を目的とした貸付

の窓口業務を行います。

⑧生活困窮者自立相談支援事業

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的とした事業で、当区社協と社会福祉法人みなと寮との共同体で運営することにより、地域や相談者の状況にかかわらず、伴走的な支援を行います。

⑨生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、健康づくりや介護予防の取り組み・居場所づくりなど住民同士の支え合いや助け合いを進めていけるようにサポートしていきます。また、日常生活圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターの配置を目指し、地域や多様な団体との連携を図ります。

⑩その他

・車いすの貸出を行います。

(3) 福祉のまちづくりの推進

①淀川区民福祉のつどいの開催

地域福祉の功労者、ボランティアに加え、寄付をいただいた方々等に感謝の意を表するため式典を開催することにより、広く区民の方々に社会福祉に対する理解と協力を促し、区社協と区民が一体となり福祉活動を展開していく契機とすることを目指します。

②淀川区こども居場所ネットワークの事務局運営

区内でこども食堂や学習支援に関わる活動をされている地域や団体等が2ヶ月に1回、活動報告や情報提供を行い、区内での子ども居場所活動への支援を目指している。

③淀川区社会福祉施設連絡会の円滑な運営及び研修会等の開催

区内の社会福祉施設相互間の連絡調整と親睦、協働活動を推進し、研修会の実施により、事業の充実と発展及び職員の資質向上を図り、施設と地域社会、関係機関及び行政との連携を目指している。

④「わいわいネットわ〜く」の事務局運営

淀川区で活動しているグループや個人のつながりが、だれにとっても「ホンマにやさしいまちづくり」目指して活動している。

⑤「地域ふれあいコンサート」の事務局運営

区内の高齢者や地域住民、施設、ボランティア等が集い、地域でのコミュニティ作りの場として、交流及び親睦を図るとともに、区内の公共施設・各種団体との連携をより一層深めるために行います。

(4) ボランティア・市民活動センターの運営

認知度向上やボランティアへの参加を高めるために、運営委員会の開催及び年間計

画の立案を行い、登録団体・個人ボランティアの活動紹介やボランティアが体験できるイベントを開催し、“地域で自分ができるボランティアとは何か”を考える機会を創出します。また、地域の企業やNPO法人、学校等と新たなネットワークを構築し、社会資源の発掘（ボランティアの担い手など）や地域で必要とされるボランティアのニーズ把握を行います。また、ニーズに基づきボランティアの育成に必要な研修・講座を開催し、活性化を図ります。

運営委員会へは、定例会等で定期的な報告を行い、事業評価に基づき、改善点などを事業へ反映します。

② 認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催支援

② 「やすらぎ通信（月1回）」の発行を通じて、ボランティア活動の啓発と参加を呼びかけ、ボランティア情報の提供及び紹介をします。

(5) 高齢者福祉事業

① 大阪市立淀川区老人福祉センターの管理運営

指定管理者制度を導入した区老人福祉センターの、管理運営業務を代行し、地域住民のニーズに応じた有効かつ効率的な事業運営を実施します。

i) 高齢者の生活・生きがい・健康などにかかる相談及び地域福祉活動などの社会参加に関する支援（ボランティア活動の促進）

ii) 講演会、講習会及び教養講座の開催やレクリエーション活動の提供。

また、健康で生きがいをもって地域で生活を続けていけるよう、高齢者の介護予防を推進します。

iii) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域の事情に応じた介護予防に資する各種事業を実施します。

- ・ 介護予防に関する講演会、講習会及び講座
- ・ 文化伝承活動、三世代交流活動等、高齢者の地域活動の振興
- ・ 高齢者のスポーツ活動、健康増進活動の振興
- ・ 高齢者の清算・創造活動の振興及び作品等の開催

② 地域社会福祉協議会が実施する高齢者福祉月間活動の推進

③ 区内100歳以上の長寿者や金婚夫婦への祝品贈呈

④区役所・関係機関等との連携や老人クラブとの連携

(6) 障がい者・児童・青少年等に関する事業の推進

- ①障がい者、児童福祉団体への事業助成
- ②障がい福祉に関わる各種講座や支援への協力と推進
- ③福祉教育、福祉体験学習に関する事業の推進
- ④子ども見守り活動への支援及び助成
- ⑤青少年関係団体、母子福祉関係団体への活動助成
- ⑥大庭カップ（C Pサッカー）の開催

(7) 地域におけるコミュニティづくり等の推進

- ①ふれあい喫茶事業への支援
- ②高齢者食事サービス事業への支援
- ③子育てサロン事業への支援（連絡会の開催及び情報交換）
- ④認知症サポーター養成講座の実施
- ⑤キャラバンメイト連絡会の開催

(8) 善意銀行の運営

「淀川社協だより」などを通じて、区民に善意銀行の啓発を行うとともに、お預かりした寄付の効果的運用を図るため運営委員会を開催し、区内の福祉施設や各種団体などからの申請を審査し、助成します。

(9) 青色防犯パトロール活動

青色防犯パトロール車を地域安全パトロール車として活用することにより、地域住民の防犯・安全を図る。また、地域における自主的な取り組みを推進し、地域福祉に貢献することを目的に淀川警察と連携した講習会の開催及び車両の貸出を行っていく。

(10) 広報・啓発活動の推進

- ①「淀川社協だより」を年2回発行。
- ②広報・啓発活動
 - i) 淀川区社協ホームページの公開やフェイスブック、インスタグラム等を利用。
 - ii) スーパー、ホームセンター、薬局等において広報誌の掲示や配架の実施
- ③淀川区役所広報紙「よどマガ」やミニコミ誌などによる区社協活動の啓発宣伝を行います。

(11) 災害ボランティアセンターの運営など（災害にも強い淀川）

- ①大規模災害発生時は、行政との協定に基づいて「災害ボランティアセンター」の立ち上げをおこなうとともに、区役所（区災害対策本部）や他の関係機関と

連携し、効果的な運営ができるように模擬訓練を視野に備えます。

②「災害に強い淀川」の開催

災害時における被災者支援にとり、行政や関係機関だけでなく多様な市民市民団体や企業、外国籍の方などとの広域的かつ効果的な連携が必要となるため、平時から災害に対しての取り組みや課題を共有しつつ“顔の見える関係”の構築を図ります。

(12) 共同募金事業への協力（事務局機能）

- ①共同募金運動の推進・強化
- ②地区募金会への協力
- ③街頭募金への積極的参加

(13) 日本赤十字事業への協力（事務局機能）

- ①日赤社資募集に関する業務
- ②地区交付金の収入と奉仕団活動助成金の送金

(14) その他

①淀川区友会への協力（事務局機能）

②豊かな協働の実践

- ・NPOや企業等の社会貢献との連携・協力を図り、豊かな協働に向け、積極的につながっていきます。
- ・「地域福祉応援型自動販売機」、「寄付カフェ」による地域の自主財源を充実し、街づくりへの協力を行っています。
- ・地域にある強みが協働できる仕組みをつくり、具体的な活動につなげていきます。
- ・特殊詐欺被害防止対策を警察、区役所と協働で推進します。

③淀川区役所「淀川区地域福祉推進ビジョン（改訂版）」の協力

- ・淀川区は、「淀川区地域福祉推進ビジョン（2019～2022年度）」を改定。周知等推進の協力。

④社会福祉士、看護師養成及び就労訓練、職場体験のための実習の受け入れ実施。

- ・社会福祉士、看護師の養成のため、実習配属先として、養成校と連携しながら実習生の受け入れ。
- ・精神障がい者の社会復帰の促進と社会経済的活動への参加の促進のため、協力事業所として実習生の受け入れ。
- ・福祉教育の一環として、区内の小学校から職場体験として実習生の受け入れ。

⑤淀川区民まつりへの参加、協力及び行政や各種団体主催の事業への後援等の協

力を行う。

⑥「大阪市赤ちゃんの駅事業」の協力

- ・授乳やおむつ替えのための場所や設備を提供できる施設として登録し、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に協力する。